

令和5年第1回広尾町議会定例会 第1号

令和5年3月2日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 総務常任委員会報告
- 5 産業常任委員会報告
- 6 行政報告
- 7 令和5年度町政執行方針
- 8 令和5年度教育行政執行方針
- 9 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 10 議案第 3号 権利の放棄について
- 11 議案第 4号 山フンベ集会所指定管理者の指定について
- 12 議案第 5号 本通3丁目集会所指定管理者の指定について
- 13 議案第 6号 広尾東地区集会所指定管理者の指定について
- 14 議案第 7号 丸山3丁目集会所指定管理者の指定について
- 15 議案第 8号 丸山寿の家指定管理者の指定について
- 16 議案第 9号 並木町寿の家指定管理者の指定について
- 17 議案第10号 錦町寿の家指定管理者の指定について
- 18 議案第11号 広尾町美幌共同作業所指定管理者の指定について
- 19 議案第12号 広北児童館指定管理者の指定について
- 20 議案第13号 野塚農業センター指定管理者の指定について
- 21 議案第14号 東豊似農業センター指定管理者の指定について
- 22 議案第15号 広尾町担い手会館施設指定管理者の指定について
- 23 議案第16号 紋別研修センター指定管理者の指定について
- 24 議案第17号 茂寄集会所指定管理者の指定について
- 25 議案第18号 音調津集会所指定管理者の指定について
- 26 議案第19号 野塚寿の家指定管理者の指定について
- 27 議案第20号 豊似寿の家指定管理者の指定について
- 28 議案第21号 広尾町生活支援ハウスなごみ指定管理者の指定について
- 29 議案第22号 広尾町漁村環境改善総合センター指定管理者の指定について
- 30 議案第23号 広尾町水産加工排水処理センター指定管理者の指定について
- 31 議案第24号 広尾町立野塚公民館指定管理者の指定について

- 32 議案第25号 音調津総合センター指定管理者の指定について
- 33 議案第26号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院第2期中期計画の認可について
- 34 議案第27号 広尾町個人情報保護法施行条例の制定について
- 35 議案第28号 広尾町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 36 議案第29号 広尾町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 37 議案第30号 広尾町特別会計条例の一部改正について
- 38 議案第31号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 39 議案第32号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 40 議案第33号 広尾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 41 議案第34号 広尾町国民健康保険条例の一部改正について

○出席議員（12名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	9番 渡辺 富久馬
10番 小田 雅二	11番 旗手 恵子
12番 山谷 照夫	13番 堀田 成郎

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	山 崎 勝 彦
兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長	山 岸 直 宏
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄
併 総 務 課 主 幹	木 村 正 樹
併 総 務 課 主 幹	坂 田 邦 昭
企 画 課 長	及 川 隆 之

企 画 課 長 補 佐	鎌 田	慎
住 民 課 長	楠 本	直 美
住 民 課 長 補 佐	村 中	晃 央
兼 住 民 課 長 補 佐	三 浦	直 子
保 健 福 祉 課 長	宝 泉	大
保 健 福 祉 課 参 事	保 坂	一 也
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長	宝 泉	大
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	村 上	洋 子
兼 健 康 管 理 セ ン タ ー 長	保 坂	一 也
健 康 管 理 セ ン タ ー 次 長	三 浦	直 子
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長	浜 頭	力
子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	佐 藤	清 美
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 長	西 脇	優 子
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 副 園 長	佐 々 木	み ゆ き
兼 豊 似 保 育 所 長	佐 々 木	み ゆ き
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石	輝 義
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石	輝 義
農 林 課 長	平	浩 則
兼 町 営 牧 場 長	平	浩 則
水 産 商 工 観 光 課 長	室 谷	直 宏
建 設 水 道 課 長	寺 井	昌 真
建 設 水 道 課 長 補 佐	三 上	昌 樹
建 設 水 道 課 長 補 佐	川 崎	幸 一
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	寺 井	真 弘
港 湾 課 長	安 岡	伸 圭
港 湾 課 長 補 佐	須 田	一

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅 原	康 博
管 理 課 長	山 畑	裕 貴
管 理 課 長 補 佐	三 浦	弘 樹
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 岸	達 也
社 会 教 育 課 長	沖 田	一 美
兼 図 書 館 長	沖 田	一 美
兼 海 洋 博 物 館 長	沖 田	一 美

〈選挙管理委員会〉

委員長	辻	田	廣	行
併書記	山	岸	直	宏

〈監査委員〉

代表監査委員	大	林		忠
併書記	白	石	晃	基

〈公平委員会〉

委員長	鈴	木	孝	俊
併書記	山	岸	直	宏

〈農業委員会〉

会長	今	村	弘	美
事務局	森	谷		亨

○出席事務局職員

事務局	白	石	晃	基
事務局次長	佐	藤	直	美
総務係主事	浅	野	愛	海

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和5年第1回広尾町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、松田健司議員、7番、星加廣保議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。
2月24日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略いたします。
次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思いをします。
次に、本定例会に、町長から諮問1件、議案51件を受理しております。
また、議会から議案1件、意見書案2件を受理しております。
次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった関係者の出席を求めています。
次に、監査委員より令和4年11月から令和5年1月までの例月出納検査及び定例監査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思いをします。
また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ご覧いただきたいと思いをします。
一般質問は5人の議員から通告があり、3月7日に行います。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果については配付した報告書のとおりであります。
本件に対する委員会の報告は、本日2日から3月10日までの9日間とするものです。
お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日2日から10日までの9日間にしたいと思います。
が、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日2日から3月10日までの9日間とすることに決しました。

◎日程第4 総務常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第4、総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書34ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、前崎茂議員、登壇の上、報告願います。

1、総務常任委員会委員長（前崎） 総務常任委員会所管事務調査報告書。

令和4年第4回定例会の承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、委員会の開催状況です。

（1）、開催日は、令和5年2月13日。

（2）番から（5）番までは、記載のとおりでございます。

2番、調査の内容であります。

（1）の防災行政についてであります。避難所運営、防災公園整備構想等について審議をしています。

現地で音調津避難施設と音調津定置番屋高台「防災保管庫」の概要等の説明を受け、その後、資料に基づき説明を受けた。

①として、音調津避難施設であります。

施設名称については、音調津避難施設（しおさい荘）であります。

収容人数は40名となっております。

次のページです。

事業費は6,422万2,840円、当初予算4,299万9,000円から増額になった内容は、地域からの要望で洗面室等の面積等が50.1平方メートル増加したためであります。

財源内訳等については、記載のとおりでございます。

②、音調津定置番屋高台「防災保管庫」であります。

食料、飲料水、防災資機材等については、記載のとおりであります。

③、防災公園整備構想であります。

防災公園整備に係る事業費等についてであります。

1）、第6次まちづくり推進総合計画と公園整備構想との比較であります。

まず、公園関連分として、まちづくり計画では3億3,850万円、防災公園整備計画では4億9,596万7,000円、1億5,746万7,000円の増加となっております。

次に、建物関連分であります。まちづくり計画での防災倉庫1億1,250万円、トイレ棟が3,750万円、合わせて1億5,000万円となっております。

まちづくり計画の実施計画で「観光交流施設」は、防災公園整備計画とは別項目で掲載しているので、それを掲載してございます。

次、町民交流施設でありますけれども、1億2,840万円。これについては、まちづくり計画後期事業「観光交流施設」を計上したものであります。合わせて2億7,840万円となっています。

次、公園整備計画の防災倉庫の関連ですけれども、1億2,180万円、町民交流施設が1億3,649万6,000円、合わせて2億5,829万6,000円、2,010万4,000円の減少となっております。

なお、第6次まちづくり計画の防災公園事業費（観光交流施設分を除く）4億8,850万円に対し、今回の公園構想は「町民交流施設」を含む事業費として7億5,426万3,000円となっているとのことであります。

2)の財源内訳でありますけれども、総事業費がまちづくり計画（令和3年9月）で提案された金額が4億8,850万円、この括弧の1億2,840万円は、まちづくり計画の観光交流施設分として載せてございます。公園構想（令和5年3月）でありますけれども、7億5,450万円となっています。

補助金については、まちづくり計画は2億2,070万円、公園構想が2億9,650万円、地方債は、まちづくり計画が2億6,780万円、公園構想が4億4,500万円、一般財源は公園構想で1,300万円となっております。

括弧として、第6次まちづくり計画に「町民交流施設」はもともと登載されていないので、それを含まない事業費、公園構想は含んだ数値をそれぞれ記載してございます。

次、3)、整備スケジュールと事業費の関係であります。

令和4年度、公園整備基本計画、基本設計682万円。

令和8年度が防災公園、町民交流施設供用開始、それから令和9年度が防災倉庫の供用開始となっております。

次、4)、防災公園に備える防災機能であります。

公園全体（緑地、駐車場等）を有事の際は避難場所として活用する。

5)、先進地における防災倉庫の実態について。

芽室町、帯広市の防災倉庫を令和4年に視察をしております。

アとして、芽室町の防災拠点倉庫（令和3年度供用）となっておりまして、次のページをお開き願います。延べ床面積が446.28平方メートル、事業費は1億2,870万円となっています。

次、イの帯広市防災備蓄倉庫（令和4年度供用）となっておりまして、延べ床面積が1,080平方メートル、事業費は1億4,300万円となっております。

委員からの主な質疑の内容であります。

音調津避難施設として、柳通地区の住民の方から町政懇談会等で、音調津定置番屋高台に「津波避難施設」を設置してほしいとの要望が出ていたが、町としてどのように検討されているか。

町の説明です。定置番屋は北海道の見直しで避難場所として指定可能となったが、今後、漁業協同組合との調整を含めて検討したい。現在の番屋は老朽化しているので、令和5年度以降、防災事業計画策定時に町内会等と協議、検討したい。

次に、委員から、整備内容で「町民交流施設」内にトイレ、室内遊戯場、交流スペース、エント

ランス広場とあるが、面積はどの程度か。また、室内遊戯場になると職員の配置が必要になると思われるが、維持管理費の予定額は。

町の説明は、町民交流施設の面積は200平方メートルを計画しているが、それぞれの施設の面積は決まっていない。来年度の基本計画の中で検討する予定。全体の経費として2,000万円程度見込んでいるとのことである。

委員から、第6次まちづくり計画の「実施計画」では、防災公園事業は前期に位置づけされており、あわせて防災倉庫も前期事業として300平方メートルの規模で計画されている。今回の計画案では、町民交流施設が前期で防災倉庫は後期事業となっている。交流施設は昨年10月以降に計画が出されたものであり、室内遊戯場より防災倉庫を優先すべきものと思うが。

町の説明では、実施計画では防災公園をメインとしているが、この事業の狙いは子どもの遊び場をどう確保するか、何を優先するかで役場内部で協議し、子どもの遊び場、室内遊戯場を優先することを決めた。現時点ではこういう形で進めたい。

委員から、まちづくり計画の「実施計画」の説明では、防災公園整備事業に「町民交流施設」は含まれていない。「観光交流施設」として別な形・項目で位置づけされている。「まちづくり計画」の重点プロジェクトの一つとして、「本町の特産品やサンタランドの魅力を詰め込んだ拠点をつくる。」として、「日本で一番、また来たくなるまちをめざす」としている。人口減少をカバーするため、交流人口・関係人口の増加を図るためのまちづくりの大きな柱としている。また、将来的には「道の駅」の機能を備えることも視野に入れることを掲げているが、今回の計画では、これが「町民交流施設」に置き換わるのか。基本計画を見直すことも必要になるのではないかと。

町の説明として、まちづくり計画の重点プロジェクトの一つとして「観光交流施設」を位置づけているが、町民の意見を参考に「町民交流施設」と一体にできないかと検討してきたが、子育てしやすい町を目指すことを優先的に整備することにした。町の方針として、「観光交流施設」を公園の供用開始に合わせて整備するのは難しいという方針であった。重点プロジェクトとしての観光の要素は弱まったが、町民がにぎわう施設として、将来的には道の駅まで発展すれば理想である。

委員から、「観光交流施設」が外れたのであれば事業費は減額になると思うが、逆に増額になっている。町民から7億円を超える事業費に対し、受け入れがたいとの意見もある。過般の議員協議会でも財政状況を懸念する意見もあった。町民の意見を聞くことも大事だが、併せて議会等を含む幅広い声を拾い上げることも大事だと思う。

町の説明であります。9行目からですけれども、財政的に増額になったが、役場内部で検討して必要な選択をし、子どもの遊び場を優先的に公園内に造るとした。当初の「観光交流施設」を拾い上げることが難しくなった。結果的に観光の要素は弱まってしまうことになる。「観光交流施設」の機能として、公園の遊具を観光資源として考えている。一例として、キッチンカーやトレーラーハウスなどを設置し、観光客を誘致する。また、観光施設がどうあるべきかを後期で検討したい。

委員から、町民の意見を集約したとしているが、「まちづくり計画」の策定は、平成30年度から町民アンケート調査を実施し、「まちづくり推進計画委員会」「専門部会」等、3年度にわたり、数次にわたり開催し、慎重に審議してきたものと思われる。この間、町民の意見要望等も参考にし、取

り入れている。加えて、議会としても特別委員会で審議したところであるが、スタートしたばかりの2年次目で変更されることがや「観光交流施設」の位置づけ、「道の駅」構想について納得しかねる。

説明としては、重点プロジェクトの「観光交流施設」は後期の事業として計画しているが、交流機能施設を前倒しにし、観光機能は後で検討することになる。「道の駅」はその先の話で、関係する人に深く話を聞いて、今後を見極めたい。

以上であります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になれば、質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

◎日程第5 産業常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第5、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書40ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、小田雅二議員、登壇の上、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（小田） 令和4年第4回定例会で承認を得た所管事務調査を実施しましたので、会議規則第77条の規定により報告させていただきます。

委員会の開催状況であります。開催日は令和5年2月9日であります。

開催場所、出席あるいは欠席委員の、そして事務局職員の名前は、ここにあるとおりですので割愛させていただきます。

調査の内容であります。ふるさと納税事業の現状と課題について、最初に資料に基づき説明を受けました。

制度の概要等ですが、地方のふるさとで生まれ育った多くの人々は、やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移し、そこで納税を行うこととなり、その結果、都会の自治体は税収を得ますが、生まれ育ったふるさとの自治体には入らない。このため、自分の意思でふるさとに納税できる制度ということで、2008年5月から開始されました。寄附額のうち2,000円を超える部分については、所得税と住民税から原則として全額が控除されるものであります。一定の上限はあります。

制度への意見やメリット、デメリットについてですが、人口が少なく税収の減少や慢性的な財政赤字に悩む市区町村からは歓迎あるいは賛成する意見が多いのですが、税収のある大都市部からは反対や慎重な意見が多いということでもあります。

メリットとしては、この制度の納税により、一部ではありますが、税の使い方を選べる。また、地域に貢献することにもなり、地場産の返礼品の採用で産業振興や雇用の創出にもつながり、今ま

で埋もれていた名産品等を持つ過疎地域の活性化が図られます。

デメリットとしては、町村に比べ都道府県は寄附が集まりにくく、寄附者の在住する自治体も税収が減ることになります。制度の関心が返礼品に集中し、財源を必要とする自治体への寄附が必ずしも行われていません。

地方税法の改正なのですけれども、各自治体間の返礼品の競争が激化してきたため、2018年9月に示された地方税法改正により、返礼品は地場産品かつ寄附額の3割以下、そしてポータルサイトの手数料や送料を含んだ諸経費等を寄附額の5割以下に限定するということが発表されました。

次に、ふるさと納税の推移であります。平成24年度から令和4年度までの数値であります。そして、すみません。最初に言うべきだったのですけれども、この次の次のページにふるさと納税の推移ということで表がありますので、それを一緒に見ながら聞いていただきたいと思います。この数値についてですけれども、ふるさと納税推進費は、当初の予算額では寄附金額の推移にすると予測されるのですが、この数値については9,062万円ということで、寄附金額を超えた形になっていきますけれども、当初予算の数字が入っているということで、ご了承願いたいと思います。

次に、平成27年度にポータルサイトのふるさとチョイスなどの利用を始め、本格的に事業がスタートしました。毛ガニなどの紹介により寄附金額が大幅に増加しました。翌年度からは専任のふるさと納税推進係を2名体制としました。しかし、平成29年度には、毛ガニの価格が高騰し、寄附件数、金額ともに減少しました。平成30年度からは水揚げに左右されない安定供給のできる返礼品を開発していくことができたため、令和2年度には寄附金額が過去最高の約1億5,000万円に達しました。しかし、令和3年秋頃から赤潮の影響により秋サケ、シシャモ、毛ガニ、バフンウニが軒並み不漁となり、前年度の額をクリアすることができませんでした。また、令和4年度も魚介類の数量、価格とも厳しい状況が続いていますが、ポータルサイトの掲載を増やすなどして、知名度を上げる努力をしてきたいと考えています。

そして次に、十勝管内及び日高東部3町のふるさと納税の現状についてであります。これも添付の書類の最後のページに羅列されていますので、これを見ながらお聞きいただきたいと思います。

十勝管内及び日高東部3町のふるさと納税の現状であります。

件数、金額は、今の別表-2を参照していただきまして、本町における寄附件数及び金額が令和3年度より令和2年度がともに増加しているのは、ガバメントクラウドファンディングの額がプラスされているためであります。

このデータによりますと、令和3年度において道内でも有数の納税額を誇る上士幌町が約15億円を超えトップとなっており、次が帯広市となっています。また、豚肉のスライスが返礼品のほとんどを占める中札内村も約11億円と増加しています。日高東部3町では、えりも町が約8億円、浦河町が約4億5,000万円、様似町が2億2,000万円となっています。広尾町の額は他町村と比べて低く、他の市町村の取組を研究し伸ばしていきたいということでありました。今までの傾向として、ふるさと納税する方はどちらかというと富裕層の方が多かったのですが、最近では一般家庭でも、税の控除を目的とし、また、物価高を反映し、米などふだんの生活に必要な返礼品を希望する方が増えてきているとのことであります。

主な質疑内容ですが、令和4年度の寄附額の落ち込みの主な要因はということについては、物価高で寄附金額が抑えられていると思われ、他町村との競合も厳しい。また、イクラ、ツブ、ウニなどの品数も減っており、シシヤモにあつては価格がほぼ倍になっていることも一つの要因ではないかと考えているとのことでもあります。

次の質疑ですが、農業関係の商品についての戦略ということにつきましては、ピロロツーリズム関係、ケーキ類、オーガニックハンバーグなどが大変好評で、不足がちな在庫量については、業者の方ともっと調整できればと思っているということでもあります。また、農協の担当者の方たちとも協議の場を設けたいと思っているということでもあります。

新規の商品開発については、「星屑昆布」等も好評ですが、「トロイワシ」はサイズの必要な大きなものが少なくなっているということでもあります。また、訳あり品についても検討したい。そしてまた、クリスマスツリーや木工製品なども、もっとメニューに入れたいということでもあります。令和2年に返礼品のトレンドの勉強会をし、大変好評だったので、再度行いたいということでもあります。

ふるさと納税の使い道についての公表ということについては、広尾町の広報で行っていきまして、また、関係するそれぞれのセクションにもPRするよう働きかけているということでもあります。

ふるさと納税をしている方々のリピート率ですけれども、これについては令和3年度に7,475件の申込みがあったわけですが、このリピート率は1,189件の15.9%で、人数としては860人ということでもあります。

以上で、報告を終わります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

◎日程第6 行政報告

1、議長（堀田） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和5年第1回広尾町議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

初めに、1点目の漁業の生産実績状況についてであります。

別冊の行政報告資料1の1ページをお願いいたします。

令和4年の漁業生産は、地元水揚げ20億1,343万円、外地水揚げ1億5,998万円の合計21億7,341万円で、これに外来船水揚げ36億7,651万円を加え、58億4,992万円となり、前年対比146.7%、18億6,211万円の増となっております。

漁業種類別の内訳では、地元水揚げでは、沖合底引き網漁業が9億1,910万円で、前年比2億9,238万円の増、毛ガニ籠漁業が1億9,060万円で、前年比7,968万円の増、スケソウ刺し網漁業が9,381万円で、前年比4,200万円の増などのほか、シシヤモこぎ網漁業などが水揚げ増になりました。しかし、秋サケ定置網漁業が3億923万円で、前年比4,502万円の減、タコ空釣り漁業が6,717万円で、前年比6,093万円の減、ツブ籠漁業が2,523万円で、前年比5,915万円の減となっております。

また、広尾漁協所属の船が他町村に水揚げをする外地水揚げでは、サンマ棒受け網漁業が3,408万円で、前年比5,233万円の減となり、組合員外の外来船が広尾町へ水揚げをする外来船水揚げでは、イワシ巻き網漁業が36億6,047万円でほぼ全体を占め、前年比16億5,346万円の増となったものであります。

続きまして、2点目の農業の生産状況についてであります。

資料の2ページであります。

広尾町農協の令和4年の農業粗生産高概算値が示されまして、畑作、畜産合わせた生産高は、表の一番下になりますが、83億4,370万円で過去3番目の高水準が維持されたところであります。

部門別に申し上げますが、畑作部門は豆類を除き、7月から8月にかけての降雨と日照不足の影響により、豊作だった前年よりも収量の落ち込みや品質の低下が見られ、前年比27.6%、8,652万円の減の2億2,720万円と振るわない結果となったところであります。

畜産部門は、生乳の生産抑制や個体販売価格の低迷を受け、前年比2.2%減の81億1,650万円となり、うち農業産出額の7割以上を占める酪農は、生乳が前年比0.06%減の63億5,495万円と、コロナ禍の影響を受ける中において、ほぼ前年並みの水準となったものであります。

続きまして、3点目の公園整備構想の完成についてであります。

本年度、策定作業を進めておりました公園整備構想の全体版が完成いたしましたので、報告をさせていただきます。本構想につきましては、町民の意見を取り入れながら取り組んできたものでありまして、公園を整備するに至った背景や町民の意見を集約した経過、公園のコンセプトとキャッチフレーズ、公園のレイアウトなどを総合的にまとめた内容であります。お手元に配付している資料の説明につきましては、これまでの議員協議会などで既に説明済みでありますので、本日は省略させていただきます。

なお、令和5年度の当初予算に公園及び附帯施設の関連予算を提案しておりますので、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

次に、4点目の第6次広尾町まちづくり推進総合計画「実施計画」の見直しについてであります。

令和3年度からスタートしました当該実施計画につきましては、財政状況や社会経済情勢等の変化に対応するため、事業の追加や修正など、毎年見直しを行うこととしております。今回、令和4年度6月補正以降に計上した事業の追加及び変更、令和5年度以降に実施予定の事業の追加、登載済事業で事業内容や事業費等が大きく変更となった事業に係る修正を行ったところでありますので、

ご報告をいたします。

詳細につきまして、後ほど担当課長に説明をいたさせます。

次に、5点目の公営住宅等長寿命化計画の見直しについてであります。

本計画につきましては、公営住宅の計画的な整備の推進を目的としているものでありまして、平成23年3月の当初計画の策定以降、社会情勢の変化や事業の進捗等に応じて、おおむね5年ごとに見直しを行うこととされております。このたび、役場関係課の職員と十勝総合振興局建築指導課で構成する策定委員会において検討し、計画内容についての見直しを行いましたので、報告をいたします。

詳細につきましては、後ほど担当課長に説明いたさせます。

次、6点目の広尾町都市計画マスタープランの見直しについてであります。

本計画につきましては、都市計画に係る基本的な方針を示すものでありまして、平成14年度に策定し、計画期間は平成15年度から令和4年度までの20年間であり、このたび社会情勢の変化や関連計画に対応するための見直しをしたものであります。見直しに当たり、役場関係課の職員で構成する専門部会と策定委員会において、おおむね20年後を見据えて検討を行い、都市計画審議会、議員協議会、パブリックコメントの意見を受け、令和5年度から令和24年度までを計画期間として策定に至りましたので、報告をいたします。

マスタープランの詳細につきましては、これまでの議員協議会で説明済みでありますので、本日は省略をさせていただきます。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

及川企画課長。

1、企画課長（及川） それでは、4点目の第6次広尾町まちづくり推進総合計画「実施計画」の見直しについて、補足説明をさせていただきます。

行政報告資料3の1ページをご覧ください。

まず、(1)、見直しの内容です。今回の見直しは、①、令和5年度以降、新たに実施を予定している事業の追加登載と②、登載済事業で事業内容・事業費等が大きく変更となった事業の内容変更、以上の2点です。

次に、(2)、追加・変更事業数です。新規追加が12事業、変更が30事業、合計42事業です。

(3)、(4)は、見直しに伴う事業費の関係です。今回の見直しに伴い、事業費は10億9,793万2,000円増額となり、10年間の事業費の総合計は424億7,806万1,000円となるものです。

2ページ目以降が追加事業の内容となります。

このうち令和5年度当初予算に計上している事業につきましては、説明を省略させていただきます。

初めに、6ページ、7ページをご覧ください。

上から3つ目の事業、小中学校パソコン更新事業です。この事業は、町内小中学校の校務用パソコンと中学校のパソコン教室で使用するパソコンの更新を行うものです。令和6年度、7年度の実施を予定しており、総事業費は4,070万円となるものであります。

追加事業の説明は、以上となります。

次に、2枚めくっていただきまして、10ページ、11ページをご覧ください。

ここから、変更事業の内容についてご説明します。各事業の中央の事業費と財源内訳の欄につきましては、上段が変更前、下段が変更後の金額となっております。こちらも令和5年度当初予算に計上している事業につきましては、基本的に説明を省略させていただきます。

初めに、10ページの一番上の事業、集いの杜プロジェクトです。この事業は、令和4年度、5年度の事業費の増加、令和5年度以降の施設管理運営費として年間220万円を追加、令和5年度の財源としてふるさと納税を充当するもので、総事業費は変更前と比較して3,290万円増額となっております。

次に、2枚めくっていただきまして、14ページ、15ページをご覧ください。

一番上の事業、養護老人ホーム非常用自家発電設備更新事業です。この事業は、特別養護老人ホームの改築時期に合わせた実施を予定しておりまして、この次にご説明しますが、特養の改築年度が1年前倒しの計画になることから、この事業につきましても、同じく実施年度を令和7年度から令和6年度に変更するものです。事業費は変更ありません。

次に、同じページの一番下の事業、特別養護老人ホーム改築事業です。この事業は、令和6年度から令和7年度にかけて実施予定であったものを1年前倒しをし、令和5年度設計委託、令和6年度改築工事へと変更するものです。事業費の変更はありませんが、財源内訳で北海道の補助金が減少し、地方債が増額となります。また、事業の名称を「建替工事」から「改築事業」に変更しております。

次に、1枚めくっていただきまして、16ページ、17ページをご覧ください。

上から2番目の事業、学校施設長寿化工事です。この事業は、令和2年度に策定した学校施設長寿命化計画による町内小中学校等の改修工事となりますが、今回、事業内容の精査を行い、令和5年度に豊似小学校暖房機、令和6年度に小学校の校舎、体育館の屋根、外壁改修等を予定しているものです。総事業費は、変更前と比較し3億8,450万円の減額となります。

次に、2枚めくっていただきまして、20ページ、21ページをご覧ください。

一番上の事業、既存公営住宅改善事業、そして、その下の公営住宅団地の統廃合事業の2つの事業です。公営住宅等長寿命化計画の見直しに伴いまして、改修及び解体事業が精査されたことによる変更となります。事業費は、既存公営住宅改善事業が8,910万円の増額、公営住宅団地の統廃合事業が1,185万円の減額となります。

次に、1枚めくっていただきまして、22ページ、23ページをご覧ください。

一番上のごみ処理対策事業です。この事業は、現在、十勝管内15町村のごみを共同処理している施設、くりりんセンターの更新整備に伴う負担金となります。新たな廃棄物中間処理施設の稼働時期となる令和9年度末に合わせて広尾町も共同処理に参加する予定であり、負担額の精査により2

億8,290万円の増額となるものです。

次に、3枚ほどめくっていただきまして、28ページ、29ページをご覧ください。

一番上の事業、ひろお防災公園（仮称）整備事業、その下のひろお防災公園（仮称）管理運営事業の2つの事業です。これらの事業は、今年度策定した公園整備構想に基づき変更を行うものであります。公園整備事業については、総事業費を7億5,450万円に増額し、管理運営事業については、公園の供用開始予定年度である令和8年度からの事業費を計上し、管理内容の精査を行った結果、単年度1,950万円、5年間の総額が9,750万円となるものであります。

以上で、変更事業の説明とさせていただきます。

次に、32ページ、33ページをご覧ください。

こちらは事業費の総括表であります。上段が基本目標別、下段が年度別ということで、それぞれ集計しております。

下段の年度別の一番下の合計欄をご覧ください。今回の見直しに伴って、事業費は冒頭でもご説明したとおり10億9,793万2,000円の増額となり、変更後の総事業費は424億7,806万1,000円となるものであります。

この実施計画の見直しにつきましては、2月22日開催のまちづくり推進計画委員会において承認を受けているところであります。

以上で、第6次まちづくり推進総合計画「実施計画」の見直しについての補足説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） 次に、寺井建設水道課長。

1、建設水道課長（寺井） 公営住宅等長寿命化計画につきまして、補足説明させていただきます。

お手元にございます行政報告資料4、概要版でご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

公営住宅の長寿命化計画の（1）、目的と（2）、計画の期間を記載しております。計画期間は、令和5年度から令和14年度の10年間で、おおむね5年ごとに見直すものとしております。

次に、2ページ目をお願いいたします。

広尾町の住宅等の概要と公営住宅等の状況を記載しております。

下の（1）、管理区分別戸数には、令和4年5月末現在、公営住宅は135棟、633戸管理しております。

3ページをお願いいたします。

（2）、構造別の状況、（3）、老朽化の状況、（4）、入居者の年齢構成を記載しております。真ん中に耐用年限を経過している住宅が305戸、全体で48.2%を占めております。

4ページ目をお願いいたします。

（5）、空き家の状況を記載しております。全体で190戸空き家があります。空き家率は政策空き家を除きまして20%程度となっております。下の表は、それぞれの団地の管理状況を記載しており

ます。

続きまして、5ページ、6ページをお願いいたします。

5ページ、6ページ目には、団地の位置図を記載しております。

7ページ目をお願いいたします。

長寿命化に関する基本方針を記載しております。

(1)、ストックの状況把握（定期点検及び日常点検）・修繕の実施・データ管理に関する方針と
(2)、改善事業の実施による長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針を記載しております。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

長寿命化を図るべき公営住宅等で(1)、対象・事業手法の選定フローを記載しております。

9ページ目の(2)、目標年次における公営住宅等戸数の考え方を記載しております。将来的には、管理戸数10%程度削減を目指しております。

10ページをお願いいたします。

国の指針により示されているフローチャートに基づき、各団地について検討したものです。令和5年度から令和14年度の各団地の10年間のプログラムを記載しております。

まず、新北樺団地と栄町団地についてですが、青色で示した部分について屋根や外壁の改善事業を行ってまいります。

次に、黄土色の部分につきましては、公営住宅全体としまして、空き家が多くなってきておりますので、今後、人口減少により、さらに空き家が多くなることも考えられることから、老朽化団地につきましては除却を行い、管理の効率化に努めてまいりたいと思います。

11ページをお願いいたします。

点検・改善事業・計画修繕の実施方針を記載しております。

(2)、改善事業の実施方針で、表にありますとおり、新北樺団地と栄町団地の屋根、外壁の改善を計画して、実施していきます。

(3)、計画修繕の実施方針につきましては、表の記載の団地について電気温水器の交換修繕と、こぶしが丘、新野塚、紅葉団地の屋根、外壁等の修繕を計画的に実施してまいります。

以上、補足説明といたします。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

ただいまの行政報告に対する質問は、7日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後3時までに具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

休憩します。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。

◎日程第7 令和5年度町政執行方針

1、議長（堀田） 日程第7、令和5年度町政執行方針について説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） それでは、令和5年度の町政執行方針を申し上げます。

令和5年第1回広尾町議会定例会の開会に当たり、本年度の町政運営の所信を申し述べ、議員各位並びに町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

現在、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発したエネルギー問題により、燃料価格や電気代の高騰、また、円安の影響を受けた物価高など、住民生活への圧迫や本町経済へのダメージは計り知れないものがあります。

新型コロナウイルス感染症への対応が新たなステージへ移ろうとしている中、この逆境にこそ、課題にしっかりと向かい合い、子どもたちや若者への投資を進め、未来に向かう広尾町の姿を形づくるべく、町民皆様とともに誠心誠意、町政運営に当たってまいります。

町政に臨む基本姿勢であります。

私は、まちづくりの理念として、「地域の自立で豊かな暮らし」を掲げ、町政を進めてまいりました。今年、4期目の最終年となり、任期中の公約とした重点施策にある各種事業の集大成を図ってまいります。

本年度は、第6次まちづくり推進総合計画がスタートして3年目となり、この間の評価と検証を進め、見直すべきを見直しながら各種施策を展開することにより、地域の活力を増幅させ、地方創生の実現につなげてまいります。

行政の役割として、これからも町民の皆様と協働しながらまちづくりを進め、安心して住み続けられる広尾町を築いていかなければなりません。

近年では、様々な分野で主体的に行動する住民が増え、広尾町の可能性を押し広げており、地域の資源を最大限に生かした産業振興や商工観光振興、町民が安心して暮らせる福祉・医療、子育て・教育の充実、そして将来を見据えた財政運営などこれまでの取組をさらに前に進めてまいります。

混沌とした時代の中で、主要課題の解決に最大限の努力を行い、次世代が未来に希望が持てるよう、町民参加によるまちづくりに全力を挙げて取り組んでいく決意であります。

主要施策の展開であります。

本年度の主要施策の展開につきましては、第6次広尾町まちづくり推進総合計画に掲げる5つの基本目標に沿って申し上げます。

1つ目ですが、活力ある産業のまちづくりであります。

（1）の水産業の振興であります。

本町産業の根幹をなす漁業は、秋サケをはじめとする主要魚種の大幅な漁獲不振などにより、依然として厳しい経営状況が続いております。

令和3年に発生した赤潮の被害に対する取組としては、ウニと毛ガニの沿岸水産資源の生息把握を目的に実施する調査事業に対し、支援をしております。

また、ウニ増殖対策については、資源の回復を図るため、漁場環境の把握等の活動に国の交付金事業を活用しながら継続支援しております。

昆布については、漁場の機能維持と資源回復のため、国の水産多面的機能発揮対策事業を活用し、雑海藻の駆除事業に継続支援をしております。

養殖技術の確立と新しい漁業の創出を目的に、漁協が実施しているウニ養殖企業化試験事業についても引き続き支援しております。

その他、ホッキなどの沿岸資源保護事業、サケのふ化放流などの資源安定増大に向けた事業や特産品の販路拡大の取組を支援しております。

マツカワについては、北海道栽培漁業振興公社から5万尾を購入し、管内4町3漁協の広域連携により、稚魚の飼育・放流事業を引き続き進めてまいります。

漁業金融支援については、漁業近代化資金をはじめ、新型コロナウイルス対策支援や赤潮被害対策支援などの各資金の利子補給等を継続しております。

次に、(2)、農業の振興についてであります。

コロナ禍の生産・消費への影響長期化や、飼料・資材等の高騰、子牛の販売価格下落など、農業経営をめぐる厳しい情勢の下、グローバルな変化への対応として、食料安全保障が重視されています。

こうした情勢を踏まえ、本町農業の足腰を強化するため、国内資源の活用を柱に据えて飼料の自給率を高めるとともに、良質な飼料の確保、経営安定対策など、必要な予算の確保について、国への強い働きかけを継続し、また、地域視点では、引き続き、草地基盤整備事業の取組を後押し、さらに農協はじめ関係機関と連携協力して、生産基盤強化と農業経営の安定化を推進しております。

人材確保面では、農政推進協議会を通じた「農活チャレンジ応援事業」の促進、各種補助事業や地域おこし協力隊の活用により、農業を担う後継者等の育成・確保を図るとともに、農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理機構事業の効果的な活用、農業委員会との連携により、担い手への農地の集約・集積化を推進しております。

(3)の林業の振興についてであります。

今、公的・民間あらゆる分野で、デジタル化・グリーン化を成長拡大の鍵と捉える機運が醸成しております。

こうした中の林業・林産業については、「ゼロカーボン北海道」にも寄与する循環型の資源利用をさらに推し進めるため、引き続き、「HIROO SANTALAND WOOD」ブランド化を拡充するとともに、森林環境譲与税を活用した「サンタの森環境振興事業」「住宅用地域材利用促進事業」「緑の担い手対策事業」など、民有林への支援や森林整備の促進につながる取組を計画的かつ効果的に推進しております。

また、町有林整備事業についても途切れなく実施し、町民の森林資源を貴重な財源として、しっかり守っております。

地域おこし協力隊と町内青年有志らがチームを結成し、昨年より鋭意取り組んでいる「集いの杜プロジェクト」については、地方創生拠点整備交付金や、ふるさと納税制度など財源確保に努めながら改修計画を着実に前進させ、同時に、活気づける仕掛けをつくり出し、地域を盛り上げる活動を高めてまいります。

有害鳥獣対策では、行政、産業団体、猟友会はもとより住民とも連携し、安全確保を徹底しながら、有害鳥獣の個体数減少と農林業被害の軽減に努めてまいります。

(4)の商工業の振興についてであります。

商工業の振興については、コロナ禍の影響、人口減少に伴う消費の低迷、働き手不足や購買力の町外流出など、今後の景気情勢が見通せない状況を踏まえ、引き続き町融資制度の利子補給や保証料の補填等を実施するほか、商工会が取り組む経営改善普及事業や地域振興事業などに継続支援してまいります。

また、事業の継続と雇用の確保を図るため、商工会と連携を強化しながら地域内の経済循環に向けた迅速かつ効果的な対策を進めてまいります。

さらに、地域おこし協力隊による雇用情報の町内一元化の仕組みづくりを継続し、雇用の掘り起こしやまちのにぎわいを生み出す活動を実施してまいります。

住宅新築・リフォーム支援事業については、町内経済の好循環、消費拡大や雇用の確保などが図られるよう継続し、本年度から中古住宅取得にも対象を拡大して実施してまいります。

また、新しく起業を目指す創業者や商品開発の取組を支援してまいります。

雇用・労働者対策については、雇用主や労働者の福利厚生が図られるよう「あおぞら共済」制度を維持し、季節労働者の通年雇用化を推進する取組を支援してまいります。

ふるさと納税については、適正な制度運用を図りながら、産業振興や地域経済の活性化を促進させるため、各事業者との連携を強化し、多様なニーズや流行に的確に対応していけるよう、情報発信やリピーター確保の取組を推進してまいります。

(5)の観光振興とサンタランドについてであります。

観光振興については、好機となり得る日高山脈襟裳国定公園の国立公園化に向け努めていくなど、地域間連携を強化し、観光協会をはじめ十勝観光連盟、えりも岬とんがりロード観光協議会、日高東部・十勝南部広域連携推進協議会などと引き続き広域観光を進めてまいります。

観光情報の発信については、SNSを活用した地元製品のPR、スタンプラリーやフェアの拡充など観光協会と連携し、発信力を強化してまいります。

また、地域おこし協力隊による体験型観光の構築や特産品開発を引き続き進めてまいります。

十勝港まつりをはじめとするイベントについては、感染症対策に留意し、より多くの方々が安全に安心して楽しんでいただけるよう、実施してまいります。

また、海産物をはじめとする特産物のPR、バスツアー誘致に向けた取組を行い、交流人口の拡大を目指してまいります。

サンタランド事業については、聖地である大丸山森林公園を中心としたイルミネーションの充実や民間活力を生かしたサンタの家の魅力発信を図るとともに、通年で観光客が安心して訪れてもら

えるよう施設の整備管理などを進めてまいります。

また、この事業の情報発信ツールであるサンタカードについては、サンタランドの基本理念「愛と平和、感謝と奉仕」を各地に届けるため、ホームページの充実や申込方法工夫の取組を進めてまいります。「子供の夢を応援するプロジェクト」については、児童養護施設の子どもたちを応援していただけるよう、賛同する協力企業や地域を広げていく取組を実施してまいります。

(6)の十勝港の利活用についてであります。

十勝管内唯一の重要港湾十勝港は、農業をはじめとした流通拠点港として、また、漁業水産基地として、その役割は非常に大きなものとなっています。

十勝港の利活用では、昨年の貿易額は、背後圏の堅調な農業生産を背景に家畜飼料原料の輸入が伸びたことに加え、円安の影響により、開港以来史上最高の276億6,400万円を記録し、12年連続で100億円を上回り、地域産業の発展に大きく寄与しております。

十勝港から東北・北関東を結ぶ定期航路開設の物流調査をさらに1年継続してまいります。

今後も飼料コンビナート関連企業や農林業関連企業等の誘致に取り組み、十勝港港湾振興会と連携しながら、港の利活用の促進に向けた取組を展開してまいります。

2つ目の安心して暮らせる支え合いのまちづくりについてであります。

(1)の子育て支援・地域福祉についてであります。

急速な少子化を背景に、子どもを取り巻く環境が変化する中、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、まちの将来を担う子どもたちへの投資であり、社会全体で取り組むべき重要な課題であります。

子育て支援については、安心して子どもを産み育てることができると目指し、子ども・子育てで家庭の多様なニーズに応じた施策の推進に取り組んでまいります。

妊娠期から成人になるまで切れ目のない支援が受けられるよう、「子育て世代包括支援センター」で子育てに関しての総合的な相談・支援を行ってまいります。

さらに、昨年開始したスマートフォン向けアプリによる子育て支援に関する情報の配信やファミリーサポートセンターによる子育て支援体制の充実を図ってまいります。

認定こども園・保育所については、3歳以上の保育料及び副食費の無償化を継続し、令和5年1月から事業開始した出産・子育て応援給付金と併せて、子育て世代の経済的負担の軽減と、子どもの成長に応じた教育・保育を行ってまいります。

少子化対策については、中学生までを対象としている医療費の無償化を本年度から高校生まで拡大します。また、出産祝い金支給事業を継続するとともに、妊婦健診費用の助成に合わせて、通院費や産後の母子健診費用の助成も行なってまいります。

また、出産直後からの育児不安の解消のため、産後ケア事業による助産師による家庭訪問を行い、専門的な相談を受けられるよう引き続き行ってまいります。

誰もが安心して日常生活を送ることができるよう、社会福祉協議会や関係団体と連携し、支え合いのまちづくりを基調とした地域福祉の一層の推進に取り組んでまいります。

昨年度から新たに取り組んでいる「重層的支援体制整備事業」については、複雑化・複合化した

支援ニーズに対応する包括的な支援体制により、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、とりわけ、ひきこもり支援については、相談支援体制の充実とコミュニティソーシャルワーカーを中心とした支援機関との協働により、ひきこもり状態にある方やその家族に寄り添った支援を行ってまいります。

(2) の高齢者、障がい者福祉と介護サービスについてであります。

本町の高齢化率は、40.5%と高齢化が進み、高齢者福祉の一層の充実と推進が求められております。医療や介護が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで送ることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の強化を進めてまいります。

障がい者福祉については、障がい者が社会の一員として人権を尊重され、自らの選択で社会活動に参加し、自立して暮らせる「地域共生社会」の実現に向けて取り組んでまいります。

保健事業と介護予防の一体化の推進やリハビリ等の専門職との協働により、心身の活動機能の低下で要介護状態に近づく「フレイル」の予防と重度化防止に努めてまいります。地域サポーターの協力で運営している「いきいき百歳体操」など、自主的に介護予防に取り組む高齢者の増加を目指してまいります。

地域住民で話し合う協議体や生活支援コーディネーターの活動により、高齢者が生活を送る上での困り事に関して、様々な担い手や地域で見守り支え合う「生活支援体制整備事業」を充実させ、本年度は、ボランティアの意識醸成を促すための定期的な講演会の開催や、新たな社会資源の開発への取組を行い、「住みよい地域づくり」の推進に努めてまいります。

「高齢者外出支援交通費助成事業」については、これまで行ってきた実証事業の検証結果を踏まえ、本年度から通年で本格実施し、タクシーやバスの利用での助成券の交付により、買い物や通院における高齢者の足の確保を図り、あわせて、「宅配便利帳」の普及と活用の促進に取り組んでまいります。

適切な医療介護サービスを安心して受けられるよう、相談支援体制の充実と、多職種協働による医療・介護連携の強化を図ってまいります。

認知症については、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせるよう、「共生」と「予防」を両輪として支援体制を充実させ、認知症サポーター養成講座の開催をはじめ、本年度から認知症カフェを複数の会場で行うなど、地域で見守り支え合う「チームオレンジ」の活動を進めてまいります。

介護サービスについては、持続可能な提供ができるよう、サービスの担い手を育成するための「介護職員初任者研修」を継続開催するとともに、本年度から新たに運用を始める「医療従事者等修学資金貸付制度」により、人材の確保に向けて重点的に取り組んでまいります。

養護老人ホームと特別養護老人ホームの運営については、介護人材確保や離職防止対策、ICTを活用しての介護負担軽減など職場環境整備を行うとともに、ケアの質の向上を図り、入所者一人一人がその人らしく、安心した生活が送れるよう努めてまいります。

また、特別養護老人ホームにおいては、老朽化が進んでいることから、今後、地域の実情に応じ

た機能拡充を伴う改築を検討してまいります。

(3) の健康づくりについてであります。

新型コロナウイルス感染症をはじめとした様々な感染症について、予防接種や相談事業等に取り組み、発生予防と蔓延防止を図ってまいります。

また、感染症対策について町民へ分かりやすい情報提供を心がけ、地域で安心して過ごせるように支援してまいります。

町民一人一人の健康づくりについては、健康寿命の延伸を目的に、特定健診、がん検診の受診率向上に引き続き取り組み、健康教育、健康相談、家庭訪問などの地域保健対策を総合的に推進してまいります。

食育推進事業、歯科保健事業についても、保育や学校現場において推進し、生涯を通じた主体的な健康づくりへの意識の向上を図ってまいります。

(4) の医療体制についてであります。

国民健康保険病院は、昨年度策定した第2期中期目標を達成するため、質の高い医療の実現と患者サービスの向上を図り、あわせて、経営の健全化に取り組んでまいります。

地域の「かかりつけ医」として診療体制を整備し、今後も関連病院と連携し地域の医療ニーズに沿った診療体制や専門外来の充実を図るとともに、入院病床を維持し、夜間・休日を含む24時間・365日、救急患者に対応できる地域の中核医療機関として、町民の生命と健康を守ってまいります。

(5) の国民健康保険・後期高齢者医療についてであります。

国民健康保険は、北海道とともに制度改革を行い、加入者負担の公平化を図るため「統一保険料」を目指した保険料の平準化と事務の広域化を一体的に進めてまいります。

また、本町は町民と身近な関係の下、保険給付・保健事業など地域におけるきめ細かい事業を行い、地域医療の確保と町民の健康増進に努めてまいります。

さらに、健全な保険・財政運営のため、赤字解消に向けた加入者負担の適正化を図り、あわせて、国民健康保険税の収納率向上に努めてまいります。

特定健診については、個別訪問や受診勧奨を積極的に行い、受診率は令和元年度43.8%、令和2年度50%、令和3年度52.5%と着実に伸ばしております。

今後もさらなる受診率向上に努めるとともに、個々の生活に応じた特定保健指導を行い、生活習慣病予防及び疾患の重症化予防に取り組み、医療費の抑制と国からのインセンティブ確保に努めてまいります。

後期高齢者医療については、高齢者が安心して必要な医療が受けられるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図り、円滑な制度の運用と適正な執行に努めてまいります。

次に、3つ目の豊かな心を育み文化を高めるまちづくりであります。

未来を担う子どもたちが、夢や希望を持って主体的に生きる力を身につけることができるよう、これまでの取組を継続しながら着実に推進していくとともに、学校教育、社会教育のさらなる充実に向け、総合教育会議などを通じて教育委員会との連携を図ってまいります。

このほか、教育関係の具体的施策につきましては、教育長から申し上げます。

4点目の住みやすさが感じられるまちづくりであります。

(1)、防災・消防対策についてであります。

本町の防災は、被害を最小化し、迅速な回復を図る「減災」の考えを基本とし、住民の生命、身体及び財産を守るため、様々な防災・減災対策を推進してまいります。

昨年7月、北海道から日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による道内市町村ごとの被害想定が公表され、同年9月には、特に甚大な被害が見込まれる「特別強化地域」として本町が国から指定を受けております。これらのことを受け、本町では特に厳冬期における地震・津波対策に重点を置いた様々な取組を進めてまいります。

具体的には、毎年実施している地震・津波避難訓練を冬季に実施し、訓練を通じて住民に対し適切な避難行動や備えを行うための意識啓発を図るとともに、自力で避難できない方の支援体制について、自主防災組織や関係機関とも協力し検討を進めてまいります。

食料や生活必需品など避難生活に必要な物資の備蓄については、住民や事業所、自主防災組織などとの連携を強化し、行政備蓄と、それを補完する個人備蓄、流通備蓄の確保に努め、冬季の避難生活も意識しながら、まち全体で備えの充実を図ってまいります。

地域の防災体制については、引き続き町内会を母体とする自主防災組織の設立や育成支援を図り、共助の力をさらに高め、地域防災力の充実を図ってまいります。

防災教育の面では、町内小中学校や高校と連携した各種訓練など、防災に関する系統的な学びを支援し、人材育成を図ってまいります。

いつ発生するか分からない大規模災害に備え、自助・共助・公助の力を結集してまち全体で取り組むことにより、本町の総合的な防災力の向上を図ってまいります。

台風など大雨の際の流木等については、漁業経営の安定化に資するため、海岸漂着物対策を確実に推進するよう、引き続き国や北海道に要請してまいります。

消防については、消防団活動への支援及び大規模多様化する災害に対応するため、引き続き消防団員の確保に向けた処遇改善を図るとともに団員の養成に努めてまいります。

また、消防団員の安全装備の整備、災害時の拠点となる消防施設の管理・補修を実施し、地域防災力の充実強化を図ってまいります。

次に、(2)の交通安全・防犯対策についてであります。

町民が安心して日常生活を送る上で、交通事故や犯罪などに対する備えは欠くことができません。

交通安全対策としては、各団体、警察と一層の協力を深め、運転者と歩行者双方に役立つ「デイルイト運動」の普及をはじめ、高齢者の運転免許返納を支援する助成事業の継続など、各世代に合った交通安全運動の展開を図り、交通事故撲滅を推進してまいります。

また、犯罪の発生防止のために、町内会や防犯団体、警察とともに町民に対し役立つ様々な情報提供を行い、誰も犯罪被害に遭わない、安全で安心できるまちづくりに努めてまいります。

消費者保護の対策については、消費生活相談や広報活動の実施、関係機関との連携強化など、引き続き消費者の保護と被害の防止に努めてまいります。

(3)の道路交通・公共交通対策についてであります。

高規格道路帯広・広尾自動車道については、昨年3月に念願であった豊似から広尾までの事業化が決定しました。帯広・広尾自動車道は、十勝港への物流機能の向上に寄与するほか、本町にとっても災害対策、救急医療、観光振興などまちづくりに欠かすことのできない大変重要な道路であります。今後も、一日も早い全線開通に向けてまちぐるみで要望活動に取り組んでまいります。

町道については、安全な通行を確保するため、維持補修や道路整備、橋りょう補修工事を計画的に実施し、生活環境の向上を図ってまいります。

除雪については、町民の生活に支障のないよう迅速丁寧かつ効率的な除雪に努めてまいります。

公共交通については、新型コロナウイルス感染症の影響による利用低迷や乗務員不足など、総じて厳しい状況下にあります。

十勝バス広尾線については、沿線市町村の費用負担軽減のため、沿線市町村と関係機関で構成する協議会において令和5年度中の減便に向けた協議を行っているところであります。今後も重要な地域間交通の一つである広尾線を守るため、住民の利用促進を図ってまいります。

JR北海道バス日勝線「広尾・庶野間」については、広尾高校への通学便としての利用実態などを踏まえ、今後の方向性について、えりも町と継続協議してまいります。

また、札幌市と直結する都市間バス「高速ひろおサンタ号」については、住民にとって必要性が大きいため、今後も利用の促進を図り、路線の維持に努めてまいります。

(4)の住宅環境対策についてであります。

公営住宅については、栄町・新北樺団地の改善事業及び錦町団地の除却事業を継続的に実施してまいります。

既存の公営住宅については、適切な維持管理を実施し、住宅環境の保全・充実に努めてまいります。

空き家対策については、町内にある危険な空き家等の実態把握を継続的にを行い、適切な管理が行われていない空き家等については、個別の状況・事情を把握し指導・助言等を行ってまいります。

また、取壊しに対する助成制度を継続し、生活環境の保全を図るための措置と住民の安全で安心な住環境を維持するとともに、景観意識の高まりと空き家の利活用促進に努めてまいります。

(5)の環境衛生対策についてであります。

環境衛生対策については、町民の理解と協力を得ながら、資源リサイクルを推進し、循環型社会、ゼロカーボンの実現に向け、ごみのさらなる減量化、適切な分別の徹底に取り組んでまいります。

また、ごみの不法投棄対策やペットの適切な飼育管理については、関係機関・団体等と連携し、住民意識の高揚を図り、清潔で住みよいまちづくりに努めてまいります。

(6)の上下水道の整備についてであります。

上水道事業については、老朽配水管の計画的な整備・改良を実施するため、水道施設の適正な維持更新に努めるとともに、有効期間が満了となる量水器の更新を実施してまいります。

簡易水道事業及び簡易給水事業については、老朽化した水道設備の計画的な更新・整備と量水器の更新を引き続き実施し、水道施設の効率的な維持管理と水道水の安定供給に一層努めてまいります。

公共下水道事業については、終末処理場の耐震診断や施設更新計画に基づき、機械設備の計画的な更新・改修を進めてまいります。

個別排水処理施設整備事業については、下水道未整備地域における生活環境改善のため、合併処理浄化槽の普及に取り組んでまいります。

(7) の脱炭素化に向けた取組と再生可能エネルギーの有効活用についてであります。

国は、温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロとする「カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言し、北海道は「ゼロカーボン北海道」の推進を打ち出し、道内各地域で脱炭素化に向けた取組が積極的に進められております。

本町は、二酸化炭素を吸収する森林資源が豊富なことに加え、家畜ふん尿、太陽光、風力、波力など様々な種類の再生可能エネルギーに恵まれており、それらを有効活用した地方創生や地域課題の解決につながる取組が求められております。

ゼロカーボン実現に向け、本町では、昨年度構築した関係課が情報共有する体制を生かしながら、取り組むべき脱炭素化や再生可能エネルギー活用の方向性について分野を横断して検討してまいります。

また、公共施設への再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入についても引き続き検討してまいります。

さらに、家庭や職場における脱炭素化に向けた行動として、節電やごみの減量化、フードロスの削減など、省エネルギー、省資源、環境負荷軽減の取組について、町民や事務所への啓発を行ってまいります。

次に、(8) の公園整備についてであります。

新たな公園整備については、公園整備構想を基に現地調査、実施設計を行い、令和8年度供用開始に向け着実に進めてまいります。

また、既存の公園については、適切な維持管理を実施し、安心して遊ぶことができる環境の向上を図ります。

次に、5番目の次世代に引き継ぐことができるまちづくりについてであります。

(1) の町民が活躍するまちについてであります。

令和3年度から始めた「まちづくり町民みらい会議」は、町民のまちづくりへの参加意識の向上を図り、未来のまちづくり人材の育成につなげていくため、今年度も開催してまいります。

また、町民が主体的に取り組むまちづくり活動に対しては、継続して財政的な支援を行うことにより、町民主体の多彩なまちづくり活動の促進を図ってまいります。

町内会活動については、人口減少や少子高齢化、町内における世帯数の偏重などにより、コミュニティ機能の維持が危ぶまれる町内会が顕在化しております。こうした状況を踏まえ、各地域の実情に寄り添いつつ、コミュニティ機能の維持に向けたあらゆる支援を行ってまいります。

広報活動については、公式ウェブサイトと広報紙を両輪とし、町民通信員制度も活用しながら、「町民参加型広報」を目指し、地域の魅力から身近な情報まで幅広く紹介することで、分かりやすく親しみやすい広報に努めてまいります。

広聴活動については、まちの情報をオープンにし、町長とのふれあいミーティングや地域分担制、まちづくり意見公募、各種アンケート調査など様々な意見提出機会を提供することで、町民が意見や要望を出しやすい環境を整えてまいります。

(2) の行財政運営についてであります。

地方交付税の減少など厳しい地方財政状況が続く中、本町の令和4年度末の町債残高については、全会計を合わせ約123億円と依然として高い水準にあります。

新型コロナウイルス感染症対策や円安・エネルギー情勢が厳しい中、地元経済への影響は計り知れないものがあり、今後の財政収支の見通しは、さらに厳しい状況が予想されます。

人口減少や少子高齢化が続く中、第6次まちづくり推進総合計画を確実に実行するため、第5次行政改革大綱の後期の取組を推進し、財政運営の効率化を図り、将来の世代に大きな負担を残さないよう、健全な財政基盤の確立に努めてまいります。

今後も、広域化する行政課題への確に対応するため、近隣市町村の魅力を生かしながら、相互に役割分担し、連携・協力してまいります。

「定住自立圏の形成に関する協定書」に基づき、地方圏への人口定住を促進する自治体間連携の取組を進めてまいります。

(3) の移住・定住、交流、関係人口の拡大についてであります。

少子高齢化や人口減少が進み、地方の活力低下が懸念される一方で、コロナ禍を契機として都市部の住民の地方に対する関心が高まり、北海道にとってハンデとみなされてきた広域分散型の地域構造、首都圏からの距離などを強みに転換できるチャンスが訪れています。地方に魅力を感じた若い世代が定住し、企業や都市部の住民から支援を得ることができる魅力的で活気のあるまちを目指し、地方創生の取組をさらに推進してまいります。

第6次まちづくり推進総合計画に掲げた様々なプロジェクトの実現に向けては、産業団体をはじめ関係機関と連携・協力しながら分野を横断して取り組んでまいります。また、移住・定住の促進や、都市部との交流などをさらに進めるため、地域おこし協力隊を配置してまいります。

移住・定住対策では、昨年度から開始した奨学金返還支援助成を継続し、町内で人材が不足する職種の働き手を確保するとともに、まちの将来を担う若い世代の定住と就業の促進を図ってまいります。

また、国のふるさとワーキングホリデー制度を活用して関係人口の拡大を図るとともに、特に若い世代の移住希望者が本町での就業や子育てを具体的に思い描くことができるよう、様々な機会や方法を活用して移住を働きかけてまいります。

さらに、東京圏から登録事業所等への就業により本町に移住・定住した方に対し移住支援金を支給し、働く世代の移住を促進してまいります。

結婚対策では、新規に結婚した世帯を対象に、結婚に伴う新生活に係る費用への助成を行うとともに、様々な職種の町民が交流するイベントを開催し、結婚生活への支援や出会いの場の創出に取り組んでまいります。

地域間交流については、関係人口の拡大に大きく寄与することから、従来行っている交流を充実

させ、関係人口のさらなる拡大と、まちのにぎわいの創出に努めてまいります。

以上、令和5年度の町政執行に臨む私の所信を述べさせていただきました。

これからも、様々な課題が押し寄せる中、この機会を変化の好機と捉え、次世代が誇れる「魅力あふれる広尾町」を目指して、職員共々、全力で取り組んでまいります。

議員各位並びに町民皆様の一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、令和5年度町政執行方針といたします。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、町政執行方針を終わります。

◎日程第8 令和5年度教育行政執行方針

1、議長（堀田） 日程第8、令和5年度教育行政執行方針について説明を求めます。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） 令和5年第1回定例会の開会に当たり、広尾町教育行政の執行に関する基本的な方針を申し上げます。

はじめに。

人口減少、少子高齢化の進行や産業構造の変化、グローバル化の進展などを背景に、人々の価値観や生活様式が大きく変化し、その対応が求められる中、自ら主体的に学び行動する人材を育む教育の役割は、ますます重要となっております。

このような変化の激しい時代にあって、子どもたちが未来において様々な困難を乗り越え、豊かな人生を切り開いてくために、新しい時代の学びの実現に向けた環境整備を進めるとともに、地域などの多様な人々と連携協働しながら、学びと社会参画の好循環を生み出すことにより地域創生の原動力となるよう、学校教育と社会教育を両輪として、必要な資質・能力を育む教育行政を推進してまいります。

学校教育関係であります。

学校での新しい生活様式が定着し、新型コロナウイルス感染症も5類感染症の検討が始まりました。制約のある学校生活の緩和の加速に期待が膨らむと同時に、この3年間で激変した社会を、子どもたちが自ら切り開いていくための「生きる力」がより重要性を増しています。コミュニティ・スクールを活用し、地域の力を結集した「広尾の強み」のさらなる育みを「社会に開かれた教育課程」として邁進してまいります。

基礎・基本的な知識が定着した「確かな学力」には、個々のきめ細やかな生活・学習指導と規律ある生活習慣の定着が大切であることから、小・中学校に教員補助員を配置するとともに、中学校に教科指導助手を配置し、指導の充実を図ってまいります。

各学校ではタブレットを活用した授業が実践されています。GIGAスクール構想の次なる一步として、学校における「学び方」「教え方」「働き方」のICT化を進めるとともに、デジタル教材等による児童生徒の学習意欲の向上や、教員が子どもと向き合う時間の確保に向けてICTの活用

を図ってまいります。

また、インターネットやSNSの普及は、便利さの反面、利用方法を誤ると、いじめや凶悪犯罪に巻き込まれる危険性があります。児童生徒には、情報モラル教育・道徳教育の徹底をはじめ、家庭と連携した道徳的判断の育成を進めてまいります。

いじめの対応については、早期対応の徹底を行い、未然防止に向けた学習機会や啓発の機会を確保した、いじめを防止する学校の体制づくりを推進してまいります。

学校生活の心理テストであるハイパーQ-Uテストを実施し、いじめの未然防止や学校生活の質の向上に努めるとともに、不登校や困り事を抱えている子どもたちには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用も図りながら、生徒指導体制と教育相談体制の充実に努めてまいります。

健やかな体の育成については、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を踏まえ、学校体育、少年団、部活動による体力・運動能力の向上を図るほか、フッ化物洗口による虫歯の予防、食育推進計画による心身ともに豊かな健康の保持増進を図ってまいります。

外国語教育の充実につきましては、グローバル化する社会で活躍する人材の育成に資するよう、外国語指導助手の活用や対話を重視した授業の充実に取り組んでまいります。

また、中学生の海外研修派遣事業につきましては、異文化交流を通じて国際的視野を持つ人材の育成を図るため、効果的な事業内容を検討してまいります。

特別支援教育においては、障がいのある子どもたちの能力や可能性を伸ばし、自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援に取り組みます。あわせて、保・小・中・高の連携による支援体制と子どもの特性に応じた支援方法の工夫・改善に努め、切れ目のない組織的・継続的な教育を推進してまいります。

教職員の資質向上については、研修への積極的参加を促進し、十勝教育局による要請訪問の活用など、実践的指導力を養い、子どもたちや保護者に信頼される学校づくりを行ってまいります。

長崎県西海市との姉妹市町交流事業については、令和5年度は小学生8名を西海市から受け入れる計画であり、相互交流のさらなる発展を目指してまいります。

中高一貫教育は、「地域の教育力を結集し、広尾の子どもは広尾で育てる」を基本理念に、今後も地域の理解と協力により、そのメリットを最大限に生かした教育を展開し、生徒の進路実現を支援してまいります。学校間の連携は、コミュニティ・スクールを軸とした小・中・高の連携をさらに推進してまいります。

学校は、子どもたちの学習・生活の場であると同時に、災害時には避難施設としても重要な役割を担っています。学校施設の計画的かつ適切な維持管理を行い、子どもたちの学習・生活の場として、今後も安全・安心な教育環境の確保に努めてまいります。

学校給食については、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に必要な栄養バランスの取れた給食を提供し、健康の増進と体力の向上を図るとともに、食に関する指導のための重要な教材として学校給食を活用し、食育の推進に努めてまいります。

次に、社会教育関係であります。

コミュニティ・スクールでは、生涯学習コーディネーターを中心に、「広尾っ子応援団」の活動をさらに活性化させ、家庭、学校、地域、それぞれの教育力を生かしながら、連携した事業の取組が円滑に進められるよう努めてまいります。

第3次の広尾町生涯学習推進計画については、関係機関などと連携して取り進めてまいります。

芸術・文化関係のサークル活動については、各団体の活発化に向けて支援を続けるとともに、担い手の人材育成が図られるよう連携してまいります。

野塚公民館・音調津総合センターについては、地域の文化・交流活動の拠点施設として、利便性の向上を図りながら適正な管理に努めてまいります。

郷土の歴史や伝統文化の継承の役割を持つ博物館等については、様々な工夫を凝らし、多くの方々に来館していただき、効率的な運営を図ってまいります。また、歴史遺跡の研究と保護・保存にも努めてまいります。

青少年の健全育成については、次世代を担う青少年の健全育成を引き続き図ってまいります。

国際交流については、中高生の海外研修派遣事業を実施するとともに、幼児教育におけるコミュニケーション能力育成の一環として実施している英会話教室を継続してまいります。

シーサイドパーク内のオオバナノエンレイソウについては、引き続き保全活動を行うとともに、資料収集・整理を続けてまいります。

青少年活動の場である勤労青少年ホームについては、安全に施設を利用していただけるよう、適正な管理に努めてまいります。

スポーツ振興については、総合型地域スポーツクラブの設立に向け、各種事業を展開することで、町民一人一人のニーズに合ったスポーツ活動を提供し、スポーツに親しむ環境整備を図るとともに、体育連盟やスポーツ少年団などの関係団体や地域と連携し、スポーツ振興に努めてまいります。

体育施設については、利用者が快適に活動ができるよう、適正な管理に努めてまいります。

図書館については、施設の改修工事を実施し、バリアフリー化や、幼児・児童向けの読書室の新設など、町民が利用しやすい環境の構築に努めてまいります。

また、「図書館サークル」「ブックスタート」「出前おはなし隊」など、ボランティアの協力を得ながら開催してまいります。

児童福祉会館については、社会教育関係団体や図書館サークル等の活動拠点施設として、支援を実施してまいります。

むすびになります。

以上、令和5年度の教育行政の執行に関する重点政策を申し上げます。

教育委員会といたしましても、学校・家庭・地域・行政による連携をこれまで以上に深めながら子どもたちの健康と学びをしっかりと守るとともに、将来の広尾町を担う子どもたちの教育環境の向上と、学校教育並びに社会教育のより一層の充実に取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上で、令和5年度の教育行政執行方針とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、教育行政執行方針を終わります。

ただいまの町政執行方針及び教育行政執行方針に対する質問は、7日の一般質問時に発言を許しますので、本日の午後3時までには具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

昼食のため、休憩します。

午前 11時47分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

◎日程第9 諮問第1号

1、議長（堀田） 日程第9、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由を申し上げます。

現在、人権擁護委員である伊藤了氏が本年6月30日をもって任期満了となります。

伊藤氏は、令和2年7月1日に同委員に就任以来、3年にわたり町民の人権擁護に係る相談業務など、熱心に取り組んでいただき、感謝を申し上げる次第であります。

つきましては、伊藤氏の後任として、鈴木博美氏を推薦いたしたく、候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

鈴木氏は、昭和38年2月27日のお生まれで、婚姻を機に平成11年より鈴木塗装店に従事される傍ら、令和元年12月から広尾町民生委員・児童委員として社会福祉の振興にご尽力いただいているところであります。地域住民からの信望も厚く、高齢者や子どもの人権の分野において識見も高いことから、人権擁護委員として適任であると考え、提案させていただきました。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は、人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は適任とすることに決しました。

◎日程第10 議案第3号

1、議長（堀田） 日程第10、議案第3号 権利の放棄についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第3号 権利の放棄について提案理由を申し上げます。

本案は、次のとおり権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1の権利の内容であります、土地使用料に係る債権であります。

2の放棄する件数及び額であります、件数は2件、額は平成25年度分が15万7,560円、平成26年度分が14万9,244円で、計30万6,804円であります。

3の相手方は、記載のとおりであります。

4の権利放棄の理由であります。相手方法人は既に解散、清算終了し、完全消滅しており、債権回収不能となったため、権利を放棄するものであります。

お手元の議案資料1ページに土地の位置図を記載しているところであります。住所については、紋別19線50番地の54であります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第3号 権利の放棄についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第4号～日程第32 議案第25号

1、議長（堀田） 日程第11、議案第4号 山フンベ集会所指定管理者の指定についてから日程第

32、議案第25号 音調津総合センター指定管理者の指定についてまでの22件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第4号から議案第25号までを一括して提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの期間、それぞれの施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2、第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

事業者につきましては、現在民間に管理の一部を委託している施設は昨年11月に公募を行い公募のあった法人を、それ以外の施設については現に一部を管理している出資法人や地域住民団体等が管理運営を行うことが妥当であると判断し、指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号に規定する施設の性格、規模等により公募することが適さないと認め、公募によらない選定をしたものであります。

また、選定した事業者を指定管理者候補者選定委員会に諮問し、審査の結果、今回提案いたしますとおり、それぞれの施設の指定管理者とすることが適当であるとの答申を受け、それぞれの法人、その他団体を指定管理者に指定したいとするものであります。

初めに、議案第4号であります。山フンベ集会所指定管理者の指定につきましては、山フンベ町内会を指定したいとするものであります。

次に、議案第5号であります。本通3丁目集会所指定管理者の指定につきましては、本通3丁目集会所管理委員会を指定したいとするものであります。

次に、議案第6号であります。広尾東地区集会所指定管理者の指定につきましては、広尾東地区集会所管理委員会を指定したいとするものであります。

次に、議案第7号であります。丸山3丁目集会所指定管理者の指定につきましては、丸山3丁目集会所管理委員会を指定したいとするものであります。

次に、議案第8号であります。丸山寿の家指定管理者の指定につきましては、丸山寿の家管理委員会を指定したいとするものであります。

次に、議案第9号であります。並木町寿の家指定管理者の指定につきましては、並木町町内会を指定したいとするものであります。

次に、議案第10号についてであります。錦町寿の家指定管理者の指定につきましては、錦町寿の家管理委員会を指定したいとするものであります。

次に、議案第11号であります。広尾町美幌共同作業所指定管理者の指定につきましては、桜町内会を指定したいとするものであります。

次に、議案第12号であります。広北児童館指定管理者の指定につきましては、広北児童館管理委員会を指定したいとするものであります。

次に、議案第13号であります。野塚農業センター指定管理者の指定につきましては、野塚町内会を指定したいとするものであります。

次に、議案第14号であります。東豊似農業センター指定管理者の指定につきましては、東豊似町内会を指定したいとするものであります。

次に、議案第15号 広尾町担い手会館施設指定管理者の指定につきましては、新生町内会を指定したいとするものであります。

次に、議案第16号であります。紋別研修センター指定管理者の指定につきましては、紋別町内会を指定したいとするものであります。

次に、議案第17号 茂寄集会所指定管理者の指定につきましては、茂寄町内会を指定したいとするものであります。

次に、議案第18号 音調津集会所指定管理者の指定につきましては、音調津集会所管理委員会を指定したいとするものであります。

次に、議案第19号 野塚寿の家指定管理者の指定につきましては、野塚老人クラブを指定したいとするものであります。

次に、議案第20号 豊似寿の家指定管理者の指定につきましては、豊似老人クラブを指定したいとするものであります。

次に、議案第21号 広尾町生活支援ハウスなごみ指定管理者の指定につきましては、社会福祉法人広尾町社会福祉協議会を指定したいとするものであります。

次に、議案第22号 広尾町漁村環境改善総合センター指定管理者の指定につきましては、有限会社広陽産業を指定したいとするものであります。

次に、議案第23号 広尾町水産加工排水処理センター指定管理者の指定につきましては、一般社団法人広尾町水産加工排水処理公社を指定したいとするものであります。

次に、議案第24号 広尾町立野塚公民館指定管理者の指定につきましては、野塚公民館運営審議会を指定したいとするものであります。

次に、議案第25号 音調津総合センター指定管理者の指定につきましては、音調津総合センター運営委員会を指定したいとするものであります。

以上、提案理由をさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

本案に対する質疑の発言を許します。

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第4号 山フンベ集会所指定管理者の指定についてから議案第25号 音調津総合センター指定管理者の指定についてまでの22件を一括採決します。

お諮りします。本案22件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案22件は原案のとおり可決されました。

◎日程第33 議案第26号

1、議長（堀田） 日程第33、議案第26号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院第2期中期計画の認可についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第26号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院第2期中期計画の認可について提案理由を申し上げます。

本案は、地方独立行政法人法第26条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の第2期中期計画を認可するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

本計画は、令和5年度から8年度までの4年間において、第2期中期目標を達成するため、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院が策定した計画であります。本計画に示された事業を確実に実施することにより、病院経営を健全化し、本町の中核的医療機関として将来にわたり良質な医療を安定的に提供できる計画となっていると認められることから、認可すべきものと判断したところであります。

詳細につきまして、担当参事に補足説明をいたさせますので、議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

保坂保健福祉課参事。

1、保健福祉課参事（保坂） それでは、補足説明をいたします。

議案の25ページ目をお願いいたします。

初めに、この計画は、地方独立行政法人制度の特徴である自主性・自律性を最大限に発揮し、医療の質のさらなる向上及び財政の健全化に取り組むことで、町民の健康の保持増進に寄与すべく、町長から示された中期目標を達成するため、この計画を定めるものであります。

第1の中期計画の期間であります。

令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間であります。

第2の町民に対して提供するサービス、そのほかの業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置であります。

1の町立病院としての役割であります。

(1)の救急医療体制の充実では、26ページをお願いいたします。初期救急医療体制を整備する

とともに、令和元年5月から運用開始している緊急画像連携システムにより、北斗病院とVPN回線を結び、脳神経外科専門医の診断や助言を受けられる体制を整備しており、今後もこの適切な運用を継続し、1件でも多くの救命に貢献することとしております。

(2)の地域医療の維持であります。

①の入院医療であります。町内で唯一の入院機能を持つ医療機関として、地域医療の中心的役割を担っていく。回復期機能を基本としながらも、急性期と慢性期の機能も備えた地域多機能型病院としての役割を果たす。病床数については、48床を基本としながら、人口減少や入院需給等の変化に応じ、適宜見直すこととしています。

②の外来医療であります。地域の「かかりつけ医」として、一般的成人の病気の対応を中心とした診療体制を整備し、関連病院と連携し、地域の医療ニーズに合致する専門医療領域の診療にも対応可能な診療体制を整備することとしています。

③、リハビリテーション、④、在宅医療は、記載のとおりであります。

⑤の人工透析であります。関係機関との調整後、体制整備をすることとしています。

(3)、医療機関間の連携強化、28ページをお願いいたします。(4)、町内官公庁等への協力、(5)、疾病予防、重症化予防の取組については、記載のとおりであります。

(6)の災害対応力の充実強化であります。

8行目の新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症などの流行等、公衆衛生上重大な健康被害が発生し、または発生のおそれがある場合は、町や関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を取り、町民の医療確保に努めてまいります。

29ページになります。

中段の2の医療水準の向上であります。

(1)の医療職の人材確保と人材育成であります。

30ページをお願いいたします。

下段の表の指標につきましては、令和8年度の目標として、常勤医師数4人、看護師数が35人です。以下、記載のとおりであります。

31ページをお願いします。

中段の3の患者サービスであります。

(1)の患者本位の医療の提供については、記載のとおりであります。

(2)の診療待ち時間の改善等については、②としまして、AI問診等を活用することで、診療待ち時間の短縮を図ってまいります。

32ページをお願いいたします。

(3)の患者・来院者のアメニティ向上については、記載のとおりであります。

(4)の患者の利便性向上であります。③としまして、送迎バスの運行を継続してまいります。

34ページをお願いいたします。

下段の第3の業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するために取るべき措置であります。

1の地方独立行政法人としての運営管理体制の確立、35ページの2の効率的かつ効果的な業務運

営は、記載のとおりであります。

36ページをお願いいたします。

下段の第4、財務内容の改善に関する目標を達成するため取るべき措置であります。

1の持続可能な経営基盤の確立であります。

指標につきましては、経常収支比率、医業収支比率、職員給与費比率について8年度の目標を掲げております。

2の収入の確保であります。

37ページになります。

中段の指標につきまして、最初に入院患者数であります。3年度の実績を示しております。8年度の目標として1日36人であります。病床利用率につきましては目標を75%、平均入院単価につきましては2万8,097円、外来患者数につきましては1日175.1人、平均外来単価につきましては5,705円であります。なお、外来患者数と平均外来単価の3年度の実績には新型コロナウイルスワクチン接種とSMILEドック分が含まれており、その分を除くと、外来患者数は1日171.1人、平均外来単価は5,635円となるものであります。8年度目標には、新型コロナワクチン分は含んでおりません。

38ページをお願いいたします。

中段の第5、その他業務運営に関する重要事項を達成するため取るべき措置であります。

1の町からの財政支援について、2の医療機器の整備については、記載のとおりであります。

第6の予算収支計画及び資金計画についてであります。

1の予算、2の収支計画、3の資金計画については、別表で示しております。後ほど説明をいたします。

39ページをお願いいたします。

第7の短期借入金の限度額以降につきましては、記載のとおりであります。

42ページをお願いいたします。

別表1の予算についてであります。この予算につきましては、中期計画期間中における資金ベースの収入と支出を示したものであり、各年度の予算と中期計画期間の合計の表となっております。この表の5年度の欄で説明をさせていただきます。

まず、収入の医業収益は6億4,397万5,000円の記載であります。内訳といたしまして入院収益と外来収益等の収入となります。

その下の運営費負担金収益は6,497万6,000円ありますが、これにつきましては、救急医療確保の対策経費などを見込んでおります。

また、営業外収益の運営費負担金収益は2億3,095万5,000円ありますが、不採算病院の運営に関する経費、医師確保対策経費、職員の共済の追加費用等になります。

その下の運営費交付金収益は848万6,000円ありますが、研究研修費が主なものとなります。

その下、資本収入であります。

長期借入金の1,190万円は、医療機器等の購入の財源であります。

また、その下にあります運営費負担金の3,983万5,000円ありますが、企業債の元利償還金の額

となります。

次に、支出でありますけれども、医業費用の給与費であります。これにつきましては、医師、看護師、医療技術員、事務員、臨時看護師、臨時看護補助者、パート職員等の給料、手当、法定福利費等を含みまして5億4,140万円となっております。

材料費、経費については、記載のとおりであります。

その下の一般管理費の給与費は、町から派遣しております事務職員分、それから特別養護老人ホームに派遣される看護師等の人件費であります。

営業外費用は、記載のとおりであります。

その下、投資支出の建設改良費は、医療機器等の購入経費となります。通年は2,000万円となっております。令和7年度の建設改良費は、人工透析関連の投資を含めた予算となっております。また、令和8年度の収入及び支出に人工透析を供用開始した場合の予算を計上しているものとなっております。

内容につきましては以上でありまして、別表2、別表3につきましても同様の内容となっております。

以上で、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

1番、松田健司議員。

1、1番（松田） 32ページの（4）番になります。ボランティアを積極的に受け入れ、ホール案内や玄関・受付等で声かけや移動介助などを行うと明記されています。これは物すごく必要なことで、住民のほうからもそういうサービスを求める声が多く届いているところですが、ボランティアの考え方として、従来どおりといいますか、今までの考えどおり、気持ちを持った、善意を前提にボランティアを受け付けていくのか、今、全国的な広がりがある有償ボランティアという形で積極的に働きかけを行っていく必要もあると思うのですが、その辺のボランティアの在り方についての考え方など、もしあればお聞きしたいと思います。

1、議長（堀田） 保坂保健福祉課参事。

1、保健福祉課参事（保坂） ボランティアの関係につきましては、残念ながら第1期中期計画期間中におきましては、ボランティアの達成はされておられません。継続してボランティア、声かけ等により、募集を図っていきたいと考えております。

以上です。

1、議長（堀田） 松田議員。

1、1番（松田） 明言することは難しいと思うのですが、今のところは有償ボランティアということに対して、考える余地というのですか、これから先、何かの折にそういう考え方も取り入れていくようなお考えがあるかどうか、ちょっと再度お聞きしたいと思います。

1、議長（堀田） 保坂保健福祉課参事。

1、保健福祉課参事（保坂） こちらのほうにつきましては、病院のほうで中期計画を作成しております。今、松田議員からの有償の部分につきましては、病院と今後においても協議させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第26号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院第2期中期計画の認可についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第34 議案第27号～日程第35 議案第28号

1、議長（堀田） 日程第34、議案第27号 広尾町個人情報保護法施行条例の制定についてと日程第35、議案第28号 広尾町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第27号 広尾町個人情報保護法施行条例及び議案第28号 広尾町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを一括して提案理由を申し上げます。

本案2件は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の規定による個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、同法において地方公共団体に委任さ

れた規律などを定めるために、新たな条例を制定するとともに、附則において既存の条例の廃止や関連する条例の一部改正を行うものであります。

詳細について担当課長に補足説明いたさせますので、議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

山岸総務課長。

1、総務課長（山岸） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案資料2ページをご覧ください。

まず初めに、個人情報保護法改正法の概要であります。

ページ中ほどの地方公共団体の現状にありますように、これまでの地方公共団体の個人情報保護制度は、各地方公共団体の個人情報保護条例の規定・運用の相違により、施策上の不均衡・不整合などの支障が生じておりましたが、今回の法改正で下の図のように全国的な共通ルールを法律で設定いたしまして、法律の的確な運用を確保するため国がガイドラインを策定し、法律の範囲内で必要最小限の独自の保護措置を許容することとなったものであります。

次のページをお願いいたします。

個人情報保護法改正の前後であります。

見直し前は所管がそれぞれ総務省、個人情報保護委員会、各地方公共団体と分かれており、法令、対象、個人情報の定義等についてもそれぞれ異なっていましたが、見直し後は所管、法令、定義等が統一されることとなり、本町においても法施行に関する条例を制定するものでございます。

それでは、議案45ページにお戻りください。

新たに制定する広尾町個人情報保護法施行条例でございます。

第1条では趣旨を、第2条では定義として実施機関を、第3条から第6条では個人情報ファイルの保有についての事前通知やファイル簿の記載事項、開示請求に係る手数料、第7条では審査会への諮問について定めております。

第8条は委任規定でありまして、条例実施のため必要な事項を規則で定めることとしております。

次に、附則であります。第1条では施行期日を、第2条では従来あった広尾町個人情報保護条例を廃止することとしております。

また、第3条からは、本条例施行の際、廃止される条例に規定する個人情報の取扱いや施行日前の請求などについて経過措置を規定しております。

続きまして、議案第28号 広尾町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてであります。

議案第27号で説明申し上げました個人情報の適正な取扱いを確保するための諮問機関となります広尾町情報公開・個人情報保護審査会についての条例を制定するものでございます。

第1条では設置についてを、第2条では所掌事務を規定しておりまして、第3条で審査会を組織する委員を5人以内とし、委嘱の方法についても規定しております。

第4条は審査会の調査権限についてを、第5条では守秘義務について、第6条では審査会に係る

手数料でありまして、関係法において読み替えて準用する規定により、広尾町行政不服審査会に係る手数料の例によるとしており、第7条は委任規定でありまして、審査会の組織及び運営に関し必要な事項を規則で定めることとしております。

次に、附則であります。第1条では施行期日を、第2条は情報公開条例の一部を改正するものでありまして、条例第11条第1項に公文書の公開請求について審査請求があった場合の諮問機関として本条例による審査会を加え、第12条の従来審査会に関する規定を削除するものであります。

また、第3条は旧審査会の委員に関する経過措置を、第4条は旧審査会に係る経過措置を規定しております。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第27号 広尾町個人情報保護法施行条例の制定についてと議案第28号 広尾町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第36 議案第29号

1、議長（堀田） 日程第36、議案第29号 広尾町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第29号 広尾町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、養護老人ホームに勤務する支援員並びに特別養護老人ホームに勤務する介護士等で日額、時間額の報酬を受けるパートの会計年度任用職員について、月額給料を受ける支援員、介護士等と同様に養護業務手当が支給できるよう処遇改善を図りたく、改正したいとするものであります。

改正の内容であります。条例中、養護業務手当を規定する条項に日額、時間額で報酬を受ける場合の規定をただし書で追加するものでありまして、当該月に係る報酬月額に100分の16の範囲内で規則に定める率を乗じて得た額を支給したいとするものであります。

議案資料の4ページに新旧対照表がございますので、ご確認いただければと思います。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第29号 広尾町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第37 議案第30号

1、議長（堀田） 日程第37、議案第30号 広尾町特別会計条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第30号 広尾町特別会計条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、12月定例会で議決をいただきました本町の簡易水道事業及び下水道事業の地方公営企業会計への移行に伴いまして、それぞれ特別会計を廃止するものであります。

議案資料の5ページに新旧対照表がございます。ご確認いただければと思います。

なお、本改正条例は、附則第1項において、令和5年4月1日から施行し、経過措置といたしまして、第2項にそれぞれの特別会計の令和4年度決算については従前の例によるとし、第3項、第4項でそれぞれの特別会計に属する債権債務及び出納閉鎖後の余剰金は、それぞれの企業会計に帰属するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第30号 広尾町特別会計条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第38 議案第31号

1、議長（堀田） 日程第38、議案第31号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第31号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に基づき、本町においても条例で定める基準を改正しようとするものであります。

議案資料の6ページに新旧対照表がございます。民法等の一部が改正され、親権者の懲戒権に関する規定が削除されたことを受けて、国が定める基準に従い、条例中第26条で規定する懲戒に係る権限の濫用禁止に関する事項について削除するものであります。

なお、本改正条例は、附則において公布の日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第31号 広尾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第39 議案第32号

1、議長(堀田) 日程第39、議案第32号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第32号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令に基づき、本町においても条例で定める基準を改正しようとするものであります。

議案資料7ページに新旧対照表がございます。

今回の改正では、家庭的保育事業者等における送迎バス等の付加的サービスを含めた児童の安全確保に関する計画の策定及びバス送迎に当たっての安全管理の徹底について義務づけられ、本町においても国が定める基準に従い、第7条の次に新たに第7条の2として安全計画の策定に関する条項を、そして第7条の3として、送迎自動車を運行する場合の利用乳幼児の確実な所在確認と、当該自動車にブザーや車内の乳幼児見落とし防止の装置を備えることを義務づける条項を追加するものであります。

次のページであります。

第10条の改正につきましては、他の社会福祉施設等を併設するときの設備、職員の基準が緩和され、その行う保育に支障がない場合に限り、家庭的保育事業所等の設備と職員を併設する施設に共用できるよう改正を行うものであります。

第13条につきましては、先ほどの議案31号と同様に、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する事項を削除するものでありまして、第14条第2項の改正は、職員に対し感染症や食中毒の予防、蔓延防止に必要な研修等の定期的な実施を努力義務とするものであります。

なお、本改正条例は、附則第1項において、令和5年4月1日から施行することとし、懲戒権に関する改正規定は、公布の日から施行したいとするものであります。

また、第2項は経過措置でありまして、利用乳幼児を送迎する自動車に各装置を備えることが困難な事情がある場合、令和6年3月31日までの間はブザー等に代わる装置を講じること、利用乳幼児の所在確認を行うことを義務化するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第32号 広尾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第40 議案第33号

1、議長（堀田） 日程第40、議案第33号 広尾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第33号 広尾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令に基づき、本町においても条例で定める基準を改正したいとするものであります。

議案資料の11ページに新旧対照表がございます。

今回の改正では、放課後児童健全育成事業者等における送迎バスの付加的サービスを含めた児童の安全確保に関する計画の策定及びバス送迎に当たっての安全管理の徹底について義務づけされ、本町においても第6条の次に新たに第6条の2としての安全計画の策定に関する条項を、そして第6条の3として、利用者の事業所外での活動や取組等のための移動のために自動車を運行する場合、点呼などの方法により、利用者の所在の確認を義務づける条を追加するものであります。

また、感染症等の発生時において利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため、業務継続計画の策定等が努力義務とされ、第12条の次に新たに第12条の2として、業務継続計画の策定に関する条項を追加し、感染症や食中毒の予防、蔓延防止に必要な措置が明確化されたことに伴い、第13条では職員に対する研修等の定期的な実施を追記する所要の改正を行うものであります。

なお、本改正の条例は附則第1項において令和5年4月1日から施行したいとするもので、第2項は経過措置でありまして、本改正条例により義務化された安全計画の策定等については、令和6年3月31日までの間、努力義務とするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第33号 広尾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第41 議案第34号

1、議長（堀田） 日程第41、議案第34号 広尾町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第34号 広尾町国民健康保険条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を定める条例の改正を行うものであります。

現在、妊娠4か月以上の被保険者が出産したときは、出産育児一時金として1人の児童につき40万8,000円を支給しておりますが、8万円引き上げ、48万8,000円としたいとするものであります。

なお、産科医療補償制度の対象となる出産の場合は、掛金分の1万2,000円が上乗せされ、42万円の支給から50万円となるものであります。

議案資料13ページに新旧対照表がございます。

本改正の条例は、附則におきまして、令和5年4月1日から施行し、令和5年3月31日以前の出産に係る育児一時金の支給は、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第34号 広尾町国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日3日は午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時51分